

緊急度判定プロトコル Ver.3 に関する留意事項

- (1) 緊急度判定プロトコル Ver. 3 は、地方公共団体等において、救急搬送のシステム構築や消防職員の教育目的に限り、使用が認められています。
- (2) 緊急度判定プロトコル Ver. 3 は、平成 29・30・令和元年度 消防防災科学技術研究推進制度「緊急度判定プロトコルの精度向上・現場での活用で活用に関する研究」研究班により作成されています。知的財産権を有する者の権利を侵害しないようにしてください。
- (3) 緊急度判定プロトコル Ver. 3 の使用許諾、貸与、譲渡及び売買等の行為は禁止されています。
- (4) 緊急度判定プロトコル Ver. 3 のデータを改変した場合、その内容及び当該改変プロトコルを使用して生じた結果の責任については、一切を使用する団体が負うこととなります。
- (5) 緊急度判定プロトコル Ver. 3 は令和 2 年 8 月現在の医学的判断基準をもとに改訂されています。